

# 令和5年度 西表島における持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備事業 仕様書

## 1 事業名

西表島における持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備事業

## 2 事業目的

本事業は、西表島において、立入りにあたってエコツーリズム推進法の規定に基づき町長の事前承認が必要となる特定自然観光資源制度の運用を予定していることから、オンライン上での立入承認申請、承認手数料決済機能等を含む申請・決済システムの構築、特に保全上・利用上の必要性が高い4地点における入域管理ゲートの整備及び法律で義務付けられている特定自然観光資源所在区域への注意喚起標識7基の整備を行うことにより、立入承認申請並びに当該申請と紐づけた入域料の徴収及び実際の入域状況との突合による実効性の確保までを一元的に行う入域管理システムを構築し、公開、運用することを目的とする。

## 3 委託期間

契約締結の日から令和6年3月29日（金）まで

## 4 提案総額の上限

委託予算の上限は53,083,250円（消費税込）の範囲内とする。但し、この金額は企画提案のため提示した金額であり、実際の契約金額とは異なる。

## 5 委託内容

本仕様書が規定する事業委託の範囲は次のとおりとする。

### (1) 募集する企画は、下記の全てに合致する。

- ① 申請者、運用者の双方にとって利便性の高い予約・決済システム枠組みの提案
- ② 入域管理ゲートに求められる機能及び仕様に関する提案
- ③ 立入承認状況と入域状況の突合を含む入域管理システムの構築方策に関する提案
- ④ 注意喚起標識に求められる表示内容及び仕様に関する提案
- ⑤ 実施内容を加味した事業実施体制の提案
- ⑥ 事業実施スケジュールの提案

### (2) 委託事業全体を総括する担当者1名の配置

### (3) 本件に関わる各関係者との連携とその取りまとめ

### (4) 事業完了報告書の作成

- ① 実施内容、整備内容、事業効果とともに、事業全体の報告を取りまとめること。
- ② 事業に掛かった費用内訳及び支払いやその適正を証明する証憑書類（見積書、納品書、請求書、領収書、根拠資料等）を提出すること。

<例>外注先企業等からの請求書、外注先企業等への支払証明書、自社人件費の稼働一覧・勤務表など

### (5) その他、事業実施にあたり竹富町と協議の上、事業遂行に必要とされる事業

## 6 企画提案を求める具体的内容

本仕様書で企画提案を求める具体的な内容は次の通りである。

### (1) 申請者、運用者の双方にとって利便性の高い予約・決裁システム枠組みの提案

- ① 関係法令及び現在検討がなされている運用方針等を適切に踏まえつつ、申請者、運用者の双方にとって利便性が高い予約・決裁システムの枠組みを提案すること。

### (2) 入域管理ゲートに求められる機能及び仕様に関する提案

- ① 特定自然観光資源制度の運用方針を踏まえつつ、入域管理ゲートに付与されるべきと考えられる機能と仕様を、技術的実現性にも配慮した上で具体的に提案すること。
- ② 特定自然観光資源の所在する区域の特性を踏まえつつ、入域管理ゲートを持続的に運用していくために必要な機能と仕様を、技術的実現性にも配慮した上で具体的に提案すること。

### (3) 立入承認状況と入域状況の突合を含む入域管理システムの構築方策に関する提案

- ① (1)に基づき行う自らの提案も踏まえつつ、立入承認状況と入域状況の突合を含む総合的な入域管理システムの構築方策について、具体的手法を含め提案すること。

### (4) 注意喚起標識に求められる表示内容及び仕様に関する提案

- ① エコツーリズム推進法等の関係法令等の規定を踏まえつつ、注意喚起標識に求められる表示すべき要素と仕様を提案すること。
- ② 特定自然観光資源の所在する区域の特性を踏まえつつ、注意喚起標識に求められる仕様を具体的に提案すること。

### (5) 実施内容を加味した事業実施体制の提案

- ① 本事業は、その性質上、関係行政機関、地元関係団体、地元事業者等との調整が必要不可欠であることから、関係法令及び特定自然観光資源制度導入に係る検討経緯等の背景状況に関する十分な知識を有し、かつ本事業を円滑に実施できるだけの知識、経験、技術等を備えた実施体制を具体的に提案すること。

### (6) 事業実施スケジュールの提案

- ① スケジュールは、事前打合せ、整備内容に関する具体的検討、関係者との調整、整備内容に係る実施設計、施工、運用体制の取りまとめ及び成果報告までを一連とし、効果的で効率的な内容を提案すること。

## 7 事業費の算出

上記、企画提案を求める具体的内容を踏まえ、「委託事業事務処理マニュアル（経済産業省）」に基づき、事業費の算出を行うことを原則とする。

[https://www.meti.go.jp/information\\_2/downloadfiles/2021\\_itaku\\_manual.pdf](https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/2021_itaku_manual.pdf)

ただし、本事業は観光庁による「令和5年度ポストコロナを見据えた受入環境整備促進事業補助金（持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備事業）」の交付を受けて行う事業であることから、補助金交付対象となる事業の区分（入域管理システムを含むウェブサイトの開発、システムと連携した入域管理ゲート4基の整備及び注意喚起標識7基の整備）と対応する配分額が明確となるよう留意するとともに、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、同法施行令（昭和30年政令第255号）及びポストコロナを見据えた受入環境整備促進事業補助金交付要綱に定めるところに従って、事業を実施すること。

契約時に積算根拠資料の提出を求める場合があるため、これらの規定を熟読のうえ、関係資料の整理を行うこと。

## 8 委託料の支払

業務完了時の実績報告の提出および検査合格ののち、支払うこととする。ただし、事前協議により概算払いができるものとする。

## 9 注意事項

提案内容については以下の点に留意すること。

- (1) 契約候補者として選定された場合においても、提案のあった企画の内容をすべて実施するものではない。
- (2) 本仕様書に記載のある事業内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の仕様書とは異なる場合がある。
- (3) 本仕様書記載の事業内容については、実施段階において予算や諸事情によって変更することがある。

## 10 その他

業務の実施にあたっては竹富町と密接な協議の下で取り組むものとする。提出した実施計画書に変更が生じる場合は、その都度、竹富町の承認を得るものとする。他の業務との経理を明確に区分した上で、専用の会計関係帳簿類を整備し、適正に会計処理を行うこと。業務に係る関係書類は、業務の支払いが完了した日が属する会計年度から5年間保存すること。

## 11 委託契約までの日程

委託事業者の選定及び委託締結については、仮に下記の日程にて実施するものとする。

応募締切	令和5年9月15日(金)14時
企画提案審査	令和5年9月28日(木)
審査結果通知	令和5年10月上旬(予定)
委託契約締結	令和5年10月上旬(予定)

## 12 問い合わせ先

竹富町役場自然観光課 自然環境係

担当：高橋 優人

〒907-8503 石垣市美崎町11番地1

Tel : 0980-83-1306 Fax : 0980-82-6199

y-takahashi@town.taketomi.okinawa.jp